

内閣参質一七九第一三三号

平成二十三年十一月十一日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院副議長 尾辻秀久殿

参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、把握していない。

二の 1及び2について

政府としては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十二号）第二十四条の三の規定に基づき、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資することを目的として、国内産の牛乳及び乳製品を学校給食の用に供することを促進する学校給食用牛乳供給対策による助成を行つてているところであり、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図るため、同対策の実施に当たり、全乳形態（牛乳及び乳製品の原料となる生乳の成分がそのまま活用される形態をいう。）での牛乳の供給を原則としている。一方、需要の変化に対応して多様な牛乳及び乳製品が開発され普及している状況にも対応するため、年間供給日数の一割程度を上限として、「国産百パーセント」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳の供給についても可能としているものである。

二の 3について

学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の使用については、学校給食用牛乳供給対策による助成を含む学校給食用牛乳の供給環境の下で、各学校の設置者において、学校給食全体として必要な栄養素をバランス良く確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えている。